

指定校変更及び区域外就学の許可基準

事由	許可期間
転居（転出）により指定校が変更となる場合	学期末(学年末)まで ただし、小学5年、中学生は卒業まで
住宅新（改）築等の事由により、一時的に転居（転出）のため指定校が変更となる場合	必要な期間
概ね1年以内に転居（転入）予定があり、あらかじめ転居先（転入先）の指定校へ就学する場合	転居（転入）まで
保護者共働き等の事由により、児童生徒を監護する祖父母等親類の住所地（保護者の勤務地）の指定校へ就学する場合。（放課後児童クラブの利用が困難な場合に限る。）	必要と認められる期間 指定校通学区域に内に放課後児童クラブがある場合は、まずその利用を検討した上で、次の書類を添付すること。 （添付書類）児童クラブ利用却下通知又は児童クラブを利用しない理由書
指定校変更（区域外就学）許可を既に受けている児童生徒の兄弟姉妹が通う学校へ就学を希望する場合	卒業まで
住所地が行政区（学区）の境であり、生活基盤等が隣接の行政区（学区）と密接な状態である場合	卒業まで
指定校以外の方が通学の安全が確保され、通学距離も短くなる場合	卒業まで
心身の障がい等の理由により、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校を希望する場合	卒業まで
就学指導委員会の答申に基づき特別支援学級の入級にあたり、住所地の指定校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで
生徒が希望する部活動が住所地の指定校になく、最寄りの学校へ就学を希望する場合	卒業まで
不登校、いじめ等の原因を解消するため、特に教育的配慮が必要であると判断される場合	原因が解消する期間
特別な事情により住民登録ができない場合	住民登録まで
特別な事由があると教育委員会が認めた場合	必要な期間